

事業実施・助成ガイドライン細則 1 2 固定資産の処理にかかる措置

(固定資産の帰属)

第 1 条 事業実施に伴って購入した固定資産の所有権は、購入したそれぞれの団体に帰属するものとし、その維持管理責任は個々の団体が負う。

(固定資産の使用)

第 2 条 JPF 支援事業助成で購入した固定資産について、その使用方法、使用場所に関しては以下のとおりとする。

- (1) 当該固定資産は、支援事業終了後も、人道支援目的にのみ使用すること
- (2) 当該事業終了後も、原則として事業実施国内にて使用すること
- (3) 当該固定資産の保管は基本的に現地拠点あるいは本部で行うこと

(固定資産の処理手続き)

第 3 条 前条に規定する固定資産の処理手続きについては、以下の手順による。

- (1) 固定資産処理申請書を提出
- (2) JPF 事務局内での精査
- (3) JPF 事務局による承認
- (4) 常任委員会への報告

2 前項 (3) の規定にかかわらず、JPF 事務局の判断により常任委員会の審議に附することがある。

(固定資産の処理区分)

第 4 条 前条に規定する固定資産の処理手続きは、以下の区分にしたがって実施する。

区分	詳細	初回	2 回目以降
保管	使用の一時停止による現地拠点あるいは本部での保管。	事業終了報告時に 固定資産明細 フォームにて報告	固定資産管理 リストにて報告
継続使用	他事業での使用も含む、固定資産の継続的な使用。		
除却	売却あるいは故障や使用停止による破棄。売却益は JPF へ返還。	固定資産処理 申請書の提出	
譲渡	他機関・現地提携団体等への資産の譲渡。		

2 売却および譲渡の場合、当該資産が軍事転用されないこと、当該資産に対する団体の免責が確保されていることが盛り込まれた覚え書き等を JPF 事務局に提出する。

(固定資産管理リストからの消去)

- 第5条 固定資産を購入した事業が終了した年度の翌年度から5年間が経過したときは、所有・管理する団体が JPF 事務局に所定の固定資産消去申請書を提出し、承認を受けた場合、当該固定資産を JPF 事務局の固定資産管理リストから消去することができる。
- 2 JPF 事務局の固定資産管理リストから消去された固定資産は、その後の処理に JPF 事務局の承認を必要としない。

附則

- 1 この細則は2007年度第2回常任委員会の承認を経て、2007年5月22日より施行する。
- 2 この細則は2007年度第5回常任委員会の議決により改正し、2007年8月30日より施行する。
- 3 この細則は2008年度第2回常任委員会の議決により改正し、2008年5月20日より施行する。
- 4 この細則は2008年第12回常任委員会の議決により改正し、2009年4月1日より施行する。
- 5 この細則は2010年度第1回常任委員会の議決により改正し、2010年4月20日より施行する。
- 6 この細則は2012年度第12回常任委員会の議決により改訂し、2013年4月1日より施行する。
- 7 この細則は2016年度第6回常任委員会の議決により改訂し、2016年9月26日より施行する。
- 8 この細則は2016年度第13回常任委員会の議決により改訂し、2017年3月17日より施行する。